

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

12月14日、禰屋裁判の第24回公判が岡山地裁で行われました。裁判はこの日で結審となり、検察からの論告・求刑、弁護団と禰屋さんの最終弁論が行われました。続々と傍聴希望者が到着。若い方、初顔の方が多く抽選時には120名余にもなりました。傍聴に参加できるのは67名のみで、他の方々は夕方の5時過ぎまで弁護士会館で学習交流しながら待機してくださいました。運動の広がりを感じるスタートとなりました。

10時に開廷。まず、検察官の論告・求刑が1時間半にわたって行われました。禰屋さんへの求刑は懲役2年。その理由は、法人税法違反では、禰屋さんがI建設の脱税に主体的に関与したことや税務関係書類の隠匿を指示したことなど4点。税理士法違反では、倉敷民商が税金申告を対外的に広く宣伝したことや継続的、組織的に収益を確保してきたことなど3点を挙げました。禰屋さんは毅然と検察官を正視していました。この内容は禰屋さんの生き方そのもの、倉敷民商の存在そのものを否定するだけではなく、全国の民商の存在と事務局員の生き方そのものを全面否定するものだと憤りと悔しさをもって聴きました。

しかし、検察官の自信のなさを随所で見ることができました。出廷した検察官は2名。前回の公判で、禰屋さんへの質問で右往左往して失笑と不評を買った若手の検察官は出廷していませんでした。2名の検察官は論告要旨を猛スピードで読み上げて傍聴席を説得しようとの意気込みは全くありません。ただ、機械的に冷徹に読み上げているだけです。後半を担当した検察官は声も小さく覇気さえありませんでした。

論告内容では重加算税について全く触れませんでした。大きな争点の一つでしたから、触れてもいいはずですが、触れることが出来なかったことで課されていない可能性が高まりました。次に言い訳が先行していたことです。まず、検察官の失態により査察官報告書を裁判所の助けを借りて「鑑定書」扱いにして証拠採用してもらったこともあり、査察官報告書が如何に信用できるものであるかと解説しました。しかし、これは検察官がいくら弁解しても、裁判所がいくら検察官を支援しても、告発の当事者が成した報告書が客観性を持つているはずはなく、これが判決で採用されるならば、司法制度そのものが揺らいでしまうくらいの内容です。2つ目の言い訳は、I建設婦人Fの証言に対する言い訳です。検察側の証人として出廷したFは、禰屋さんを前にした証言で何度も動揺し、検察官が描いた「ストーリー」に沿った証言をすることができませんでした。検察はこれを「高齢」を理由にして逃げました。この事件には、禰屋さんのほう助を裏付ける客観的な証拠がなく、唯一の証拠がI建設夫妻の「禰屋さんがやった」との供述です。検察は当初「共犯」として逮捕したのに「共犯」に相応しい証拠がないとして「ほう助」で起訴しました。その後、禰屋さんを長期間拘留して自分を迫りましたが、禰屋さんが屈しなかったためにFに証言させることで挽回しようとしたのですが、それにも失敗したので、この日の言い訳となったものです。Fのあの日の証言は検察官の脅しに脅えている様子が鮮明でした。裁判所が検察の言い訳を信じるとしたら、裁判の自殺行為となってしまう。

その後、弁護団が5時間にわたって検察の言い分の全てを粉々に砕くとともに、この間の調査や研究の成果をまとめた最

終弁論を格調高く、傍聴席にもわかりやすく、そして、何よりも、裁判所を論理の力で説得しようとの気迫ある論述を行いました。

その内容は多岐にわたっています。岡村弁護士は、事件の経過からこの事件の本質が倉敷民商への弾圧にあることを明らかにしました。鶴見弁護士は民商・全商連運動の歴史と税理士法の制定経過を説明しました。民商・全商連が民主的な税務行政の実現に向けてはたしてきた役割とそれに敵意をもった国税当局との闘いの歴史、税理士会選挙に対する国税当局の介入と税理士法の変質を明らかにしました。山崎弁護士は税理士の国際的な比較を行い日本の税理士会の自治権が保障されていない実態と納税者権利憲章が制定されていない日本の税務行政の後進性を告発しました。

昼休憩後の法廷で、原田弁護士は、禰屋さんが行う会員さんへのサポート内容が税理士法違反に該当しないことを事務の流れに沿って説明しました。その際、検察官は会計帳簿の作成と申告書の作成は別のことに混同しているのではないかと批判しました。税理士法にある「他人」のとらえ方を結社の自由との関係で、また「業」について弁護士法第72条の観点で説明しました。山本弁護士は税理士法52条、59条のとらえ方として、税理士法制定過程の国会審議に遡り「納税者の権利擁護」の観点があったことを紹介し、日本国憲法と申告納税権との関係を説明しました。この論調については裁判長も興味深く聞き取り「憲法と税理士法が」つながりましたね」との感想を漏らしていました。日本国憲法との関わりでは則武弁護士が結社の自由との関係を、鶴見弁護士が職業選択の自由との関係を説明しました。その後、則武弁護士がこの裁判の経過を取り上げ、検察側の不誠実な公判姿勢とそれを擁護する裁判官の訴訟指揮上の問題点を鋭く告発しました。

休憩後、谷弁護士は、ほう助罪の成立要件、決算とは何かなどその概念を明らかにするなかで禰屋さんの行為を検証しました。その上で、完成工事の選別、振替伝票の記入、棚卸の仕方、建設大臣（会計ソフト）への入力などの実務の具体的な内容について検察官の主張に対して全面的に反論しました。その後、千田弁護士が、各期に沿って検察側の言い分に全面的な反論を展開しました。禰屋さんが自白の強要に屈せず、黙秘で闘ったために、検察官は憶測でストーリーをつくるしかできませんでした。当然そこには矛盾があります。それを粉々に打ち砕きました。論述の中心は「正犯（I建設の脱税）そのものが成立していない」というものです。I建設の脱税そのものが成り立たないことをすべてにわたって検証しました。圧巻でした。その後、I建設夫妻の供述や法廷での証言との矛盾点、会計帳簿の移動の件に対する反論などを含め1時間数十分にわたって論述しました。その後、禰屋さんが大きな声で力強く「私は無罪です」と意見陳述しました。拘留時の非人間的な扱いや裁判官の訴訟指揮の問題を鋭く告発。運動の広がり、決して屈しないで闘うとの決意を表明しました。禰屋さんの渾身の言葉に右陪審も左陪審も真剣な顔で禰屋さんを見つめながら聴いていました。弁護団と禰屋さんの魂の一撃でした。判決日は3月3日です。支援を強化しましょう。



商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がらひばり 毎週必ず届けます
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までは集めます